

◎ 追完書類の提出方法

郵便のみで受け付ける（普通郵便可）。ただし、当該書類が到着しない場合は再提出を求めることがあるため、再提出が困難な書類の場合は、簡易書留郵便で送付すること。

封筒の表に「司法修習生採用選考の追完書類在中」と朱書きすること。

追完書類	注 意	提出先
成績証明書（卒業（修了）年月の記載のあるもの、退学を含む。） （コピー不可）	- 卒業（退学）後、速やかに取得し、提出する。 - 卒業（退学）年月日以降に発行されたものを提出する。 - 封筒に「開封無効」等の記載がある場合でも、必ず開封の上、卒業（退学）年月の記載を確認する。 - 成績証明書に卒業（修了）年月の記載がない場合は、別途卒業（修了）証明書を提出する。	〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2 最高裁判所事務総局人事局 任用課試験係 電話 03-3264-8191(直通) 03-3264-8111(代表)
退職証明書 資格の登録抹消証明書等	退職又は抹消後、速やかに取得し、提出する。	
再検査等結果報告書	9月28日（金）（必着）までに提出する。 - 封緘された書類の場合でも、必ず開封の上、再検査等の結果や指示内容、作成日、担当医の記名及び押印の漏れがないことを確認し、本人控えとして必ず再検査等結果報告書の写しを取ることを。	〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2 最高裁判所事務総局人事局 能率課研修健康係 電話 03-3264-8111(代表)

◎ 変更事項の届出方法

郵便のみで受け付ける（普通郵便可）。ただし、当該書類が到着しない場合は再提出を求めることがあるため、再提出が困難な書類の場合は、簡易書留郵便で送付すること。

封筒の表に「司法修習生採用選考の届出書類在中」と朱書きすること。

届出書類	注 意	届出先
氏名・本籍・筆頭者・ 現住所及び電話番号の 変更届	- 右記の届出先①及び②双方に、速やかに提出する。 - 変更事項を記載した適宜の書面（必ず署名・押印する。）を提出する。 - なお、修習予定地通知後は、修習予定地も記載する。 - 氏名・本籍及び筆頭者に変更が生じた場合は、変更事項を証する書面として「戸籍抄（謄）本」又は「住民票の写し（本籍地及び戸籍筆頭者が記載されているもの）」（コピー不可）も併せて提出する。 - ただし、変更事項を証する書面は、届出先②に対しては、コピーの提出で足りる。 - 住所を変更した場合は、必ず郵便局へ転居届を提出すること。	[届出先①] 〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2 最高裁判所事務総局人事局 任用課試験係 電話 03-3264-8191（直通） 03-3264-8111（代表） [届出先②] 〒351-0194 埼玉県和光市南2-3-8 司法研修所事務局企画第二課 調査係 電話 048-460-2045(直通)